

在宅医療推進に係る連携・協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とマルホ株式会社（以下「乙」という。）は、千葉市内における在宅医療の推進に向けた取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市内の在宅医療の推進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 在宅診療医、かかりつけ医等の専門職に向けた研修会の開催
- (2) 市民に向けた疾患啓発活動
- (3) 地域医療連携のためのネットワーク活動支援
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲及び乙で協議して、定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た個人情報及び相手方の一切の営業上又は技術上の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、締結日より1年間とする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月3日

甲：千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長

神谷 俊一

乙：大阪府大阪市北区中津1丁目5番22号
マルホ株式会社

代表取締役社長

杉田 淳